

国民年金

国民年金保険料の免除申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが難しい場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。7月から令和5年度(7月分)令和6年6月分)の申請を受け付けています。申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

未納のまま申請が遅れると障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがありますので、速やかに申請してください。

●必要なもの 年金手帳(基礎年金番号通知書)に加えて次のものが、必要です(郵送で提出する場合は、各書類コピー可)。
・失業した方:雇用保険被保険者離職票など
・倒産した方:廃業届(受付印のあるもの)など
・個人番号による申請をする方:マイナンバーが確認できるもの、運転免許証などの顔写真付きで本人確認ができるもの

▼申請方法
市役所3階市民課、吉川支所市

▼申請方法
市役所3階市民課、吉川支所市

民生生活課、または、日本年金機構ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口にて持参してください。

▼継続申請している場合
令和4年度の全額免除または納付猶予を認められた方が、令和5年度以降も継続を希望していた場合は、申請は不要です。

9月末までに明石年金事務所から、該当する方には「期間延長承認通知書」、該当しない方には「期間延長不該当通知書」が送付され、後日、「納付書」も送付されます。なお、該当しない方でも一部免除を希望する場合は、改めて申請をしてください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先
明石年金事務所
☎078-912-4983
・(市)市民課 年金係



▲ホームページはこちら

国民年金

国民年金の手続きは便利な電子申請で

マイナポータルを利用して、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例が電子申請でできるようになりました。申請にはマイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要です。詳しくは、日本年金機構ホームページ

金機構ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(050から始まる電話からかける場合)
☎03・6630・2525



▲ホームページはこちら

国民年金保険料がスマホアプリで納付可能に

2月20日から、国民年金保険料がスマートフォンアプリを利用した電子決済(キャッシュレス)で納付できるようになりました。詳しくは日本年金機構ホームページや納付書を確認してください(バーコードが印字されていない納付書は利用できません)。

各種決済アプリの使用方法などはご利用の決済事業者にお問い合わせください。

▼必要なもの 納付書、スマートフォン、決済アプリ
国民年金ダイヤル
☎0570・05・1165



旧中吉川小学校の物品を販売

閉校により不用になった物品を販売します(要申込)。詳しくは、市ホームページ、市役所4階財政課 吉川支所 市民生活課、各市立公民館で実施要領(物品一覧を含む)を確認してください。

▼物品 旧中吉川小学校の物品

約500点
▼現地内覧会の申込期限 7月11日(火)
▼市内向け販売の申込期限 7月28日(金)
▼問い合わせ先 (市)財政課 財産管理係



▲市ホームページはこちら

助成金

三木城下町地区歴史的景観形成地区内で7月1日より景観形成基準が適用に

7月1日より、三木城下町地区歴史的景観形成地区内において、景観形成基準が適用されます。基準に基づいて景観に配慮し、一定の要件を満たす場合は、県より工事費などの一部が助成されます。

▼内容 建物の外観部分で歴史的景観形成に配慮し、通常以上の費用負担をしたもの

▼助成額 3分の1(助成限度額150万円)

▼その他 助成申請の有無に関わらず、建物などの新築・増改築や、外観の変更を行う場合には届出が必要

です。

また屋外広告物の地域種別が「第2種禁止地域」に変わります。屋外広告物を掲出する場合は許可申請が必要

要です。

▼(市)都市政策課 都市計画係



▲ホームページはこちら

補助金

古民家を地域交流施設などに活用する費用を補助

県が実施している古民家再生促進支援事業が市内の古民家にも適用できるようにしました。

▼補助内容 古民家を地域活動の拠点や宿泊体験施設、店舗などに再生するための調査費と改修費の一部

▼補助金額 ・調査費 上限50万円

・改修費 改修費の金額区分に応じ250万円から1,000万円

▼注意事項 補助金の交付にはさまざまな要件があります。詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ先 (市)建築住宅課 建築係

下水道 合併浄化槽の設置に補助金を交付

河川などの水質汚濁を防止し、良好な生活環境を確保するため、し尿だけでなく生活排水も処理できる合併浄化槽を設置した場合に補助金を交付します。今年度より建築済みの事業所なども補助対象となりました。詳しくは、問い合わせください。

▼対象者 次の要件を満たし、対象区域内において合併浄化槽を設置する方
・申請者本人の専用住宅(自己居住用)

・店舗などと併用の場合は住宅として使用している床面積が1/2以上

▼対象の浄化槽
・浄化槽法に基づく設置届の審査または建築基準法に基づく確認を受けて設置される浄化槽

下水道 下水道に異物を流さないで

下水道に異物が混入すると排水管のつまりやポンプの故障の原因となります。下水道に異物を流さないようお願いいたします。特に次のものは流さないでください。

- 台所 廃油・野菜くず・残飯
- トイレ 紙おむつ・生理用品
- 風呂 せっけんの破片・排水口に溜まった毛髪
- その他 ガム・下着・タオル・ティッシュペーパーなど



▼問い合わせ先 (市)下水道課 下水道管理係



▲ホームページはこちら